

○厚生労働省告示第二百八十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号及び職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一

号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二
第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
2 派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。		2 派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。	
名称	所在地	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	株式会社アイ・シー研修センター	東京都荒川区西日暮里二丁目五四番九号村田ビル二階
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階
(略)	(略)	(略)	(略)

（職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部改正）

第二条 職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
2 職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。			2 職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。		
(削る)	(略)	名称	株式会社アプエンテ	(略)	名称
(削る)	(略)	所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階	(略)	所在地

附 則

この告示は、告示の日から適用する。